



情報公開・個人情報保護

情報公開制度

問 総務課

⇒ 情報公開制度

公正で民主的な行政を推進するため、皆さんの請求に応じて、市が持っている文書などの情報を公開する制度です。市民・市民以外を問わずだれでも請求することができます。

●公開の対象となる情報

職員が職務上作成または取得した文書、図面、電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に用い、当該実施機関が保有しているもの。

●公開できない情報

個人のプライバシーに関する情報や生命、身体、財産を保護するため公開できない情報。

●実施する機関

市長、議会、教育委員会、水道事業、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会

個人情報保護制度

問 総務課

⇒ 個人情報保護制度

市が保有する個人の情報をみだりに取り扱わないことによって、個人のプライバシーを守ると同時に、その本人が「見せてほしい」「間違いを正しく直してほしい」といった権利を保障して、個人の権利利益を保護し、公正で開かれた市政を推進することを目的としています。

●個人情報とは

市が管理する個人に関する情報であって、それによってだれの情報かがわかるものすべてをいいます。氏名によって直接個人がわかる場合はもちろん、氏名がわからない場合であっても、他の情報と結びつけることによって、だれの情報かがわかるものも「個人情報」となります。

●具体的な保護対策

- ①個人情報の取り扱いの制限
- ②収集の制限
- ③利用および提供の制限
- ④適正管理

●開示請求権

市が管理している自分に関する情報の開示を請求することができます。

●訂正の請求権

市が管理している自分の情報に事実の誤りがあるとき、訂正の請求をすることができます。

●個人情報の取扱是正の申出

個人情報が目的外利用または外部提供できる場合でないのに利用または提供されている場合には、その中止を請求することができます。

